

1 奈良初枝議員

- 1 第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 2 住民の利便性向上が期待される移動サービス「行政Ma a S車両」の活用について



1 第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画の策定について

我が国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、子育てをめぐる環境の著しい変化の中であり、これらに対応するため家庭環境や地域における子育て家庭を支援する環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法を成立させ、これらの法律に基づく子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けました。

子ども・子育て支援事業計画は、子どもが健やかに成長することができるよう、幼稚園や保育所における教育・保育の提供など、子ども・子育て支援事業を提供できる体制を確保するためとされており、計画期間は5年を1期とし、子育てに関する支援事業の施策等を定めるもので、第2期の計画期間が今年度末をもって終了することから、令和7年度から11年度までの5年を1期とする第3期計画を策定するものであります。

子ども・子育て支援法等の一部改正による法律、令和6年法律第47号の改正の趣旨として、こども未来戦略、令和5年12月22日閣議決定、の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育ての政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するとあり、1、加速化プランにおいて実施する具体的な施策は、①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化。②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充。③共働き・共育での推進。

2、子ども・子育て支援特別会計、いわゆるこども金庫の創設。

3、子ども・子育て支援金制度の創設。特に、出生後休業支援給付及び、育児

時短就業給付の創設については、令和7年4月1日の施行期日となっています。

こうした国の動向を踏まえ、第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、地域における子育て支援等に関するニーズを把握する必要があり、本町では本年6月に子育て世帯に対してアンケート調査を実施しています。

こうした中、今後本町における、第2期岩内町子ども・子育て支援計画をどのように総括し、検証の結果をどのように第3期岩内町子ども・子育て支援計画に反映させ策定していくのか、町長の見解をお伺いします。

【答 弁】

町 長：

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、子育てに関する支援事業計画を定めるもので、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、法律に基づく業務の円滑な実施について定めることとされており、本年度は第2期計画の最終年度であることから、令和7年度から令和11年度までの第3期計画の策定作業を進めているところであります。

現行の第2期計画の総括と検証につきましては、国の基本指針において推奨されている検証項目として、教育・保育施設は、教育施設として幼稚園・認定こども園の充実、保育施設として保育所等の充実の2事業、また、地域子ども・子育て支援事業の充実について、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業、妊婦健康診査事業など9事業の、併せて11事業とされており、これらを重点的に検証している中では、施設等の提供量が必要とされる需要量を上回っていることから、提供体制等、概ね良好な見込みとなっております。

また、本年6月には、地域における子育て支援等に関するニーズを把握するため、子育て世帯に対するアンケート調査を実施しており、調査結果における主な要望内容として、就学前児童向けの公園遊具の整備や、3歳未満児への保育料の助成拡大・無償化、医療費や給食費への助成拡大・無償化が寄せられたところであります。

こうした、第2期計画の検証結果及びアンケート調査結果、さらには、本町の子育て環境を取り巻く状況等も把握した上で、第2期計画の総括を進め、それらを第3期計画策定に向けて適宜反映していくため、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、保護者及び地域経験を有する者で構成する岩内町子ども・子育て会議や、庁舎内における子育て支援に携わる関係部署で構成する子ども・子育て支援推進会議において、協議を重ねているところであります。

いずれにしましても、第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画につきましては、町の子育てに関する上位計画として位置づけ、子ども・子育て支援法の規定はもとより、国のこども未来戦略の加速化プランに掲げられた施策等も踏まえた中で、子どもが健やかに成長することができる計画となるよう、引き続き、本年度末に向けた策定作業を進めてまいります。

2 住民の利便性向上が期待される移動サービス「行政M a a S 車両」の活用について

公共交通機関などの移動手段が少ない地域で、住民の利便性向上が期待される次世代移動サービスM a a S、モビリティ・アズ・ア・サービス。交通弱者へのサポートを強化することにより、高齢者や障害を持つ人びとでも自由に移動サービスを利用できるものです。

茨城県境町は、行政M a a S 車両を活用して、役場から遠い地域に住む町民に出張し、移動型行政サービスを提供している。

行政M a a S 車両は、モニターの他、取り外し可能なテーブルや椅子などを搭載。用途に応じて椅子やテーブルを動かし、内装を変えることで行政書類の申請や出張先でのオンライン・対面の行政相談に対応できる。2022年7月、マイナンバーカード、マイナカードの申請率が約40%と低迷していると懸念した町は、デジタル田園都市国家構想推進交付金などを利用し、同車両を試行的に導入した。

2022年11月から2023年2月まで、同車両を用いた出張マイナカード申請は、1,200人以上の町民が利用。2023年2月末時点で申請率は、約86%にまで上昇した。マイナカード申請を通して、同車両の使い勝手の良さを実感した町は、2023年3月に本格的に導入し、多くの場面で利用していくことにした。

今年10月27日投開票だった衆院選で期日前投票にも活用。投票所が遠くて、行くのがおっくうになる時があるけど、近くまで来てくれてありがたい、仕事や子育ての合間に投票できてとても便利などの声が聞かれた。

公明党は、重点政策の柱の一つ、活力ある地域づくりに、地域公共交通の再構築と利便性向上の観点から、M a a S の導入を盛り込んでいます。

長野県伊那市や三重県6町などでは医療M a a S の実証実験が行われている。交通手段が限られたり、移動が困難な人のもとへ移動診療車を派遣したりし、テレビ電話によるオンライン診療なども行う。車両は、車いすでも可能な福祉ワゴン車などを利用し、様々なサービスを組み合わせることができれば、新しい暮らし方・働き方を実現し、地域全体の活性化につなげていくことも可能だという。

そこで伺います。

本町でも、交通手段がない高齢者等の対応として、役場まで行かなくても町民の利便性向上が期待される移動サービスM a a S、モビリティ・アズ・ア・サービスの活用の考えはありませんか。

【答 弁】

町 長：

M a a Sとは、国土交通省において、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの、と定義されています。

また、この移動ルート of 最適化と予約・決済を一括で行えるサービスとの考えに加え、最近では、IT技術やAIを活用した、カーシェアやデマンドバスサービスなどの、移動手段における新しいモビリティサービスも、M a a Sとして取り扱われるようになり、その概念が拡張しております。

このような中、外出や移動に不安を感じている高齢者や免許返納者など、行政手続のため役場への来庁が難しい方に対して、オンライン相談や各種申請受付、住民票の発行などの行政サービスを提供できる機器類を搭載した車両を用意し、その車両で住民がアクセスしやすい様々な場所に出向いて行政サービスを実施する、行政とモビリティを掛け合わせた複合的な移動型行政サービスを提供する自治体があり、この仕組みは開発した民間事業者により行政M a a Sとして商標登録されているものであります。

本サービスについては、現在、全国の24自治体で導入されていると公表されており、導入した自治体においては、その使い勝手の良さから、出張マイナンバーカード申請受付や、選挙における移動期日前投票所などにも活用されております。

なお、当該民間事業者提供のサービスとは別になりますが、当町においても、NTT東日本の協力のもと、同一内容のサービスを提供できる車両の提供を受け、移動役場窓口の実証実験を令和5年9月に、1日間ではありますが、実施したところであります。

内容としましては、対象地区を自宅から役場までの距離が遠いと思われる大浜地区、敷島内地区、円山地区の3地区を選定し、住民からニーズが多いと思われる戸籍・年金・ゴミや、町営住宅などのオンライン相談や、住民票・印鑑証明書の発行手続きを中心に、実施内容を事前周知し、実施した結果、オンライン相談が2件、住民票発行が1件という結果になっております。

本実証実験の結果だけで、本町における当該サービスのニーズについて推し量ることはできませんが、当該サービスは、山間部や点在する集落など公共交通機関などの移動手段が少なく、また役場までの移動が困難な地域の住民に対するサービスとして有用なものと考えられます。

こうした中、当町においては、民間運行のバスやタクシーに加え、地域公共交通としての町内循環バスノッタラインや円山地域乗合タクシーなど、数種類の公共交通機関があることから、役場へのアクセスも比較的容易であると考えられること、また、移動役場窓口実証実験において、オンライン相談における役場側での職員待機や、住民票等交付時における手数料の領収など、実施に向けて整理が必要な課題も多くあることから、現時点において、本サービスを導入する考えには至っておりませんが、今後、免許返納者・高齢者などが増えていく事実を踏まえ、将来的な交通手段としてM a a S運用の可能性も含め、当該サービスを導入実施している他自治体の状況を注視しながら、引き続き、移

動の足としての公共交通機関・地域公共交通の利用しやすい環境づくりを進めて参りたいと考えております。